

# 一宮齋場整備運営事業

## 要求水準書

平成20年9月16日

一宮市

# 目 次

<b>1. 総則</b> .....	<b>1</b>
1.1 本事業の目的 .....	1
1.2 整備基本方針 .....	1
1.3 業務概要 .....	2
1.4 事業方式 .....	2
1.5 適用法令・基準 .....	2
1.6 災害時の対応 .....	4
1.7 所有権移転.....	4
1.8 本要求水準書に記載のない事項 .....	4
<b>2. 施設整備業務要求水準</b> .....	<b>5</b>
2.1 基本要件 .....	5
2.1.1 基本施設 .....	5
2.1.2 施設の想定規模 .....	5
2.1.3 敷地条件 .....	5
2.1.4 環境条件 .....	6
2.1.5 インフラ整備状況.....	9
2.1.6 備品等の整備 .....	9
2.2 工事に関する要件.....	9
2.2.1 工事監理の実施 .....	9
2.2.2 各種申請及び資格者の配置 .....	9
2.2.3 その他.....	9
2.3 敷地整備要件 .....	9
2.3.1 配置計画 .....	9
2.3.2 外構計画 .....	10
2.3.3 駐車場計画.....	10
2.4 建築施設整備要件.....	10
2.4.1 基本要件 .....	10
2.4.2 施設概要 .....	11
2.4.3 建物の意匠の仕上げ計画 .....	12
2.4.4 建物の構造.....	12
2.5 建築附帯設備要件.....	13
2.5.1 基本要件 .....	13
2.5.2 電気設備 .....	14
2.5.3 機械設備 .....	16
2.6 火葬炉設備要件 .....	17
2.6.1 基本要件 .....	17
2.6.2 機械設備 .....	20

2.6.3 電気・計装設備 .....	27
2.7 運営支援設備 .....	28
2.7.1 概要 .....	28
2.7.2 一宮斎場の運営システム構成 .....	28
2.7.3 一宮斎場の運営システムの機能 .....	29
2.8 稼働準備業務 .....	29
<b>3. 施設維持管理業務要求水準 .....</b>	<b>30</b>
3.1 基本要件 .....	30
3.2 建築物保守管理業務 .....	30
3.3 建築設備保守管理業務 .....	30
3.4 清掃業務 .....	31
3.5 植栽・外構維持管理業務 .....	31
3.6 警備業務 .....	32
3.7 環境衛生管理業務 .....	32
3.8 火葬炉保守管理業務 .....	33
3.8.1 業務の実施 .....	33
3.8.2 設備管理記録の作成及び保管 .....	33
3.8.3 異常発見時の報告 .....	34
3.9 備品等整備業務 .....	34
3.10 残骨灰及び集塵灰の管理及び処理業務 .....	34
<b>4. 運営業務要求水準 .....</b>	<b>35</b>
4.1 基本要件 .....	35
4.2 施設の運営時間・使用料 .....	35
4.3 予約受付業務 .....	35
4.4 利用者受付業務（玄関業務） .....	35
4.5 告別業務 .....	36
4.6 炉前業務 .....	36
4.7 収骨業務 .....	36
4.8 火葬炉運転業務 .....	36
4.9 動物・汚物の火葬業務 .....	37
4.10 待合室提供業務 .....	37
4.11 自動販売機運営業務 .....	37
4.12 料金徴収代行業務 .....	38
4.13 庶務業務 .....	38
4.14 その他 .....	38
<b>5. 既存施設の解体業務要求水準 .....</b>	<b>40</b>
5.1 基本要件 .....	40
5.2 既存施設概要 .....	40

# 1. 総則

## 1.1 本事業の目的

一宮市で運営している一宮斎場施設は、昭和 38 年に設置して以来 45 余年が経過して、施設の老朽化が進んでいます。一方、平成 17 年 4 月に、一宮市、尾西市、木曾川町が合併し、火葬件数の増加に伴い利用ニーズの十分な対応が困難となりつつあります。このため、今後の急激な高齢化に伴う火葬需要の増加に対応するものとして建替えによる新しい施設を整備するものです。新しい施設の供用開始後は既存の施設は廃止します。

また、本事業を進めるに当たっては、財政支出の削減及び財政運営の効率化を図っていくことも重要な課題であることから、PFI 方式の導入により、民間活力によるサービス水準の向上、財政支出の削減及び平準化を目指すものです。

なお、事業の実施に際しては、地元経済発展への配慮に期待しています。

## 1.2 整備基本方針

### (1)経済性が高く合理的な斎場

古くから斎場が立地する場所として広く知られ、認知度が高いことに加え、当市や近隣地域の葬送慣習、自然環境条件や社会環境条件、法規制の状況などを踏まえ、現在の場所は斎場用地としての適地条件を満たしていることから、現在の斎場区域内で整備を行う。新斎場の建設にあたっては、既設斎場を稼働させながら同一敷地内で行う。

### (2)良質なサービスを提供する緑豊かな斎場

斎場は、遺族が故人との最後の別れを行う場所であることから、死者の尊厳を重んじるとともに、遺族や会葬者の心情に配慮した質の高い施設・運営内容の提供を目指す。

また、現況の豊かな緑をできるだけ残し、周辺に緩衝緑地を設ける。

### (3)すべての利用者にわかりやすく、使いやすい斎場

ユニバーサルデザインの理念に基づき、わかりやすい動線計画、配置計画、適切な高低レベルの設定、案内表示の徹底など、必要な設備や機能を整備し、すべての人にとってわかりやすく、安心して利用できる施設を目指す。

### (4)省資源や省エネルギー対策など、環境に配慮した斎場

新斎場の建設にあたっては、自主的に環境影響評価を実施するとともに、斎場の環境保全目標を設定し、十分な環境保全対策を講じることにより、自然・生活環境への影響を低減させ、環境との調和を図る。

また、周辺環境への影響を最小限に抑えるために、ダイオキシン発生の抑制やばい煙の除去が十分に行える最新の火葬炉設備の設置を行うとともに、環境負荷を少なくするための省エネルギー対策に配慮し、維持管理上の経済性を高めた斎場とする。

### (5)効率的な整備手法を導入した斎場

民間活力によるサービス水準の向上や財政支出の削減をめざして、PFI方式の整備手法を採用し、限られた財源で効率的な整備を図る。

### 1.3 業務概要

(1)事業名

一宮斎場整備運営事業

(2)事業内容

本施設の設計、建設、維持管理及び運営並びに既存の斎場の解体及び撤去

(3)設計・建設期間

平成21年度から平成22年度までの2年間

(4)解体・外構整備期間

平成23年度の4月～9月

(5)運営期間

平成23年度から平成37年度までの15年間

### 1.4 事業方式

PFI（BTO）方式

### 1.5 適用法令・基準

本事業を実施するにあたっては、以下の法令等を遵守すること。

<適用法令等>

- ・墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）
- ・電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・騒音規制法（昭和43年法律第98号）

- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成 6 年法律第 44 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- ・ 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令 306 号）
- ・ 動物処理場等に関する条例（昭和 24 年愛知県条例第 3 号）
- ・ 胞衣及び産汚物取締条例（昭和 23 年愛知県条例第 17 号）
- ・ 県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年愛知県条例第 7 号）
- ・ 墓地埋葬等に関する法律施行細則（昭和 24 年愛知県規則第 99 号）
- ・ 人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成 6 年愛知県条例第 33 号）
- ・ 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成 12 年 3 月火葬場から排出されるダイオキシン削減対策検討会答申）
- ・ 一宮市斎場条例（昭和 41 年条例第 27 号）
- ・ 一宮市霊園管理事務所設置規則（平成元年規則第 28 号）
- ・ 一宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 16 年条例第 37 号）
- ・ 一宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年条例第 10 号）
- ・ 一宮市環境基本条例（平成 16 年条例第 19 号）
- ・ 一宮市建築基準法施行細則（昭和 57 年規則第 11 号）
- ・ 一宮市都市計画法施行細則（平成 14 年規則第 22 号）
- ・ 一宮市都市景観条例（平成 7 年条例第 14 号）
- ・ その他施設の建設、維持管理及び運営に関する関係法令、条例等

<設計基準、仕様書等>

国土交通省（又は建設省）宮繕部監修、(社)公共建築協会編集の以下に掲げる基準等（いずれも最新版）

- ・ 建築設計基準及び同解説
- ・ 建築構造設計基準及び同解説
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備計画基準・同解説
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備編）
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説

- ・ 一宮市雨水流水抑制基準(案)
- ・ 公共施設建設等にかかる環境配慮ガイドライン
- ・ 国土交通省営繕部監修、(財)建築保全センター編集の保全業務の実施時における最新版の建築保全業務共通仕様書

## 1.6 災害時の対応

### (1)常時における備蓄

常時より、本施設の運用期間内ピーク時（平成 37 年）想定で 2 週間分（1.4 件／日×12 炉×14 日、合計 236 件程度）の通常業務に対応できるよう、必要備品等の備蓄を行うこと。燃料の備蓄は不要だが、プロパンによる代替燃料での対応が可能なようにすること。

### (2)大規模災害への対応

大規模災害が発生した場合であって、市が必要であると判断したとき（以下「災害発生時」という。）には、事業者は業務実施時間の延長をし、災害への対応の支援を行うこと。

災害発生時には、3 日間の火葬件数に対応できるよう、自家発電装置におけるエネルギー供給を含め、必要備品等の備蓄を行うこと。

災害発生時における火葬ダイヤグラム及び斎場運営計画は、24 時間稼動を想定して予め策定すること。

## 1.7 所有権移転

所有権移転時期は、平成 23 年 3 月を予定している。

## 1.8 本要求水準書に記載のない事項

本要求水準書に記載のない事項は、関係法令等を遵守したうえで、事業者の提案とする。

## 2. 施設整備業務要求水準

### 2.1 基本要件

#### 2.1.1 基本施設

本事業における主要施設は、以下のとおりである。

表 2-1 想定規模、概要等

項 目	概 要
敷地面積	約 11,690 m <sup>2</sup> (既存の斎場施設の敷地を含む。)
建築面積	事業者の提案による。 (建ぺい率は 20%以下とし、2,330 m <sup>2</sup> 以下)
延床面積	2,760 m <sup>2</sup> 以下とする。
火葬炉基数	火葬炉 13 基 (内大型炉 1 基)、 動物炉 1 基、汚物炉 1 基
告別室	4 室
収骨室	4 室
待合室	6 室以上+待合ロビー
自動販売機	設置する。詳細は事業者の提案による。
駐車場	普通車 60 台、マイクロバス用 8 台、身障者用 3 台、動物 炉利用者用 2 台

#### 2.1.2 施設の想定規模

一件当たりの火葬場の会葬者は 30～40 人を想定する。

将来の想定火葬件数については、必要火葬炉基数の算定（一宮斎場建替基本計画）を参照すること。

#### 2.1.3 敷地条件

##### (1)基本要件

表 2-2 敷地の基本要件

項 目	概 要
敷地の位置	一宮市奥町字六丁山 24 番地
敷地面積	約 11,690 m <sup>2</sup> (既存の斎場施設の敷地を含む。)
用途地域	市街化調整区域
形態規制	建ぺい率 60% 容積率 200%
土地の所有者	市



## (2)交通アクセス

JR 東海道本線尾張一宮駅より約 4.7km

名鉄名古屋本線新木曾川駅より約 1.6km

名鉄名古屋本線石刀駅より約 1.6km

## (3)隣接道路

県道 193 号線大垣江南線（幅員 12m）、市道 D100 号線（幅員 7.3m）

## (4)測量結果

簡易測量図（※1）を参照すること。正確な測量は契約後速やかに行うこと。

（※1）資料は募集要項公表時に公開します

## (5)敷地の地質及び地盤

隣接地のボーリングデータ（※1）を参照すること。契約後速やかに必要に応じて地質・地盤調査を行うこと。（※1）資料は募集要項公表時に公開します

## (6)周辺状況

当該敷地は合併後の新一宮市の北西部に位置し、周辺には農業用地、工業用地、住宅用地が散在し、地形は平坦である。南東に隣接する環境センターと一団地を形成し、北西には市の奥町墓地と隣接している。

## 2.1.4 環境条件

### (1)基本要件

事業者は、市が平成 19 年度に行った本件土地周辺の調査と本件施設供用時の環境影響予測・調査結果をまとめた自主環境影響評価 H20.3 を遵守すること。

### (2)公害防止に係る基準

施設整備においては、以下の公害防止に係る基準を遵守すること。なお、これらの基準が運営期間にわたって守られるよう、施設整備段階で十分な性能確認を行うと共に、運用期間においても定期的に検査を行うこと。

特に、火葬炉整備に当たっては、これらの基準に十分配慮した施設選定や運用方法の検討を行った整備計画とすること。

#### 1)排ガスに係る基準

排ガスに係る基準値は、火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針及び火葬場の選定にかかるガイドラインの作成に関する研究（平成 2 年度厚生行政科学研究）より次の値以下とする。

表 2-3 排ガスに係る基準値

< 1 排気筒出口における基準値 >

ダイオキシン類濃度	1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>
ばいじん	0.03 g/Nm <sup>3</sup>
硫黄酸化物	30 ppm
窒素酸化物	100 ppm
塩化水素	50 ppm

※基準値は酸素濃度 12%換算値（1工程の平均値）とする

2)悪臭に係る基準

悪臭防止法による悪臭物質の排出を規制する地域の指定及び規制基準の設定（平成 7 年 3 月愛知県告示第 245 号）より、本来の地域は第 3 種地域として指定されているが、悪臭に係る基準は次の値以下とする。

表 2-4 法定悪臭物質

< 敷地境界線における基準値 >

（単位：ppm）

規制物質	基準値
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

<煙突等の排出口における規制基準>

特定悪臭物質の種類	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
規制基準は、次の換算式によって得られた排出口からの排出量によって規制される。 $q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$ q : 特定悪臭物質の排出 (Nm <sup>3</sup> /h) He : 補正された排出口の高さ (m) Cm : 敷地境界線における規制基準値 (ppm)	

3)騒音に係る基準

特定工場等において発生する騒音の規制基準（昭和 46 年愛知県告示第 800 号）及び特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定（昭和 46 年愛知県告示第 799 号）より、騒音に係る基準は次の値以下とする。

表 2-5 騒音基準

<敷地境界線における規制基準>

時間の区分		
昼間	朝夕	夜間
午前 8 時から 午後 7 時まで	午前 6 時～8 時 午後 7 時～10 時	午後 10 時から 翌日午前 6 時まで
60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

4)振動に係る基準

- ・ 特定工場等において発生する振動の規制基準（昭和 52 年愛知県告示第 1417 号）及び振動規正法施行規則別表第 2 備考 1 の規定に基づく区域の区分及び同表備考 2 の規定に基づく時間の区分指定（昭和 52 年愛知県告示第 1416 号）より、振動に係る基準は次の値以下とする。

表 2-6 振動基準

<敷地境界線における振動基準>

時間の区分	
昼間	夜間
午前 7 時から 午後 8 時まで	午後 8 時から 翌日午前 7 時まで
65 デシベル	60 デシベル

5)留意事項

特に指定していないものについては、関係法令等により確認すること。

排ガス及び悪臭に関し、基準として明記されていない種類の物質に対しても、周辺環境に悪影響を与えることのないよう配慮すること。

### 2.1.5 インフラ整備状況

事業者の判断と責任において各ライフライン設備の管理者に確認すること。

### 2.1.6 備品等の整備

本施設の運営、維持管理に必要な備品に関しては、事業者の責任において整備すること。  
必要な品目は事業者の判断による。

## 2.2 工事に関する要件

### 2.2.1 工事監理の実施

- ・ 工事期間中は、事業者において、建築基準法に規定する工事監理者を配置し、工事監理を行うこと。
- ・ 市への完成確認報告は、工事監理者が行うこと。

### 2.2.2 各種申請及び資格者の配置

- ・ 工事に伴う許認可等の各種申請等は事業者の責任において行うこと。ただし、市は、事業者からの要請があった場合、必要に応じて資料の提供その他の協力を行う。
- ・ 工事に伴い必要となる有資格者については、関係法令等に則り適切に配置すること。

### 2.2.3 その他

- ・ 資材等の搬入道路周辺や工事場所周辺への騒音や振動等に配慮するとともに、損害を与えた場合や苦情があった場合は、事業者が対処すること。
- ・ 工事にあたっては、施工計画書を作成し、市に提出すること。
- ・ 工事中は、斎場として使用される範囲と工事の範囲を仮囲いなどで明確に分離し、原則として出入口は共用しない計画とすること。
- ・ 工事中の周辺環境への配慮と保全措置について、十分に考慮すること。また、工事により搬出される廃棄物は関係法令等を遵守して適正に処理すること。
- ・ 工事期間中は既存の斎場運営に支障をきたさないよう充分配慮し、影響が予想される場合には直ちに市との協議をすること。

## 2.3 敷地整備要件

### 2.3.1 配置計画

- ・ 既存施設を供用しながらの工事となるので、建替え期間中の施設の安全なアプローチの確保と、既存施設の運営に対する工事の影響を最低限に抑えることに配慮すること。
- ・ 敷地内の配置計画・規模については周辺環境との調和、利用者の利便性、ニーズ、動線等を考慮したうえで、事業者の提案とする。
- ・ 日照や景観にも配慮し、緩衝緑地の設置等の検討も行うこと。

- ・ 動線計画に当たっては、霊柩車到着、告別、納棺、待機、開扉、収骨、退場と連続する葬送行為の流れを考慮し、会葬のスムーズな進行を確保した計画を立案すること。

### 2.3.2 外構計画

- ・ 周辺の日常的風景との調和を図ること。
- ・ 敷地内空地は原則として、樹木・芝等により良好な環境の維持に努めること。
- ・ 敷地内に適切な排水設備を設け、位置・寸法・勾配・耐荷力に注意し、不等沈下、漏水のない計画とすること。
- ・ 雨水排水には、浸透施設等を効率的に設け、600A 以上を目標とする雨水流出抑制を図ること。（A：敷地面積(ha)、600A：貯留換算容量）
- ・ 建築物との取り合い部やスロープ箇所等、地盤沈下対策を十分検討すること。
- ・ 夜間や閉場日に、本件施設敷地内に車両等が無断で進入できないように、敷地周囲に柵等を設けること。
- ・ 敷地内へのアクセスの為に橋をかける計画とする場合は、事業者によって関係官庁との協議・許可の取得を工事に遅滞なく行い、「1.3 事業概要」に示す、設計・建設期間内で工事を実施すること。

### 2.3.3 駐車場計画

駐車場計画に当たっては、以下の点に留意し、想定火葬件数や業務集中度などを踏まえて整備すること。

- ・ 霊柩車並びに会葬者、業者及び職員の車両の動線に配慮すること。
- ・ 駐車場エリアと斎場施設エリアの分離が図れるよう、駐車場には植栽帯等を効果的に配置すること。
- ・ 台数は、普通車 60 台、マイクロバス用 8 台、身障者用 3 台、動物炉利用者用 2 台を確保すること。
- ・ 工事期間中にも現在の斎場を供用するため、駐車場 20 台以上を確保すること。工事用の駐車用地として、敷地南側に隣接する環境センターの敷地を 10 台分程度借用できる見込みである。
- ・ 施設の性格上、高齢者や障害者の利用も多数に上ることから、アプローチや駐車場等は、特にユニバーサルデザインを意識した計画とすること。
- ・ 浸透性舗装として整備すること。

## 2.4 建築施設整備要件

### 2.4.1 基本要件

- ・ 平面構成は、愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例に従って、高齢者や障害者をはじめ、全ての利用者が安心して利用できる施設とすること。

- ・ 動線計画は、故人の尊厳を重んじた人生終焉の場に相応しい空間構成と遺族の心情に配慮し、一連の儀式がスムーズに執り行われるように工夫すること。
- ・ エントランス到着から告別、待合、収骨に移動する会葬者同士及び作業員等との動線の交錯がなく、管理運営上も効率的な動線となるように配慮すること。
- ・ 諸室等は、平面的だけでなく、配管、配線、ダクト類のスペース及び機器類の交換・保守点検に必要な空間を含め、各施設の空間的繋がりに配慮し、立体的な捉え方で計画すること。
- ・ 建築施設の配置計画、意匠計画、設備計画等は、施設の用途及び目的を考慮し、省エネルギー及び省資源対策に十分考慮するとともに、ライフサイクルコスト低減を考慮した耐久性の高い施設となるよう努めること。
- ・ 施設の階数は事業者の提案による。

## 2.4.2 施設概要

本事業により配置する施設ゾーンは、次のとおりとする。必要な施設の詳細については事業者による提案とする。

### (1)外部施設ゾーン

- ・ 敷地整備要件に従って、事業者の提案により整備する。

#### <基本施設>

アプローチ部（バスや霊柩車などのアクセスと利用者の乗降）

駐車場（普通車 60 台等を確保） 植栽、塀などの外構

### (2)待合いゾーン

- ・ 不特定多数の利用がある待合いゾーンは、ユニバーサルデザインを意識した計画とすること。また、多数の団体が頻繁に出入りするゾーンでもあることから、明快な動線計画とすること。
- ・ 待合室や待合いロビー等、会葬者が比較的長い時間を過ごす部屋については、特に厳粛で落ち着いた雰囲気求められ、窓からの景観や遮音について十分に配慮すること。
- ・ 待合いゾーン各室の配置、規模等については、想定会葬者数を踏まえたうえで、事業者の提案とする。

#### <基本施設>

待合室、待合ロビー（喫煙コーナー）

便所、給湯室 自動販売機

### (3)火葬ゾーン

- ・ 火葬ピーク時にも、火葬業務がスムーズに行えるように、火葬炉機械室内作業スペースや

火葬炉機械室とその後方諸室との連携に十分配慮すること。

- ・ 火葬ゾーン各室の配置、規模等については、想定会葬者数を踏まえたうえで、事業者の提案とする。

＜基本施設＞

告別室、炉前ホール、収骨室

火葬炉（作業室、監視室、台車置場等を含む。）

霊安室（遺体保冷库）

(4)管理ゾーン

- ・ 良好な執務条件の確保、作業効率の向上を目指し、コンパクトな動線計画、自然光を十分に取入れた執務環境の実現、遮音性が高い快適な執務空間の創出、ゆとりのある作業スペースに留意して計画すること。
- ・ 管理ゾーン各室の配置、規模等については、業務運営上の必要性や動線を考慮したうえで、事業者の提案とする。

＜基本施設＞

エントランスホール

事務室、会議室 機械室、倉庫

その他職員用施設

### 2.4.3 建物の意匠の仕上げ計画

- ・ 建築意匠の仕上げ計画に当たっては、周辺環境との調和かつ人生終焉の場として相応しいものとする。維持管理についても留意し、清掃しやすく管理しやすい施設となるように配慮し、外装については、使用材料はホルムアルデヒド等の有害物質が発生するおそれのあるものを避け、断熱方法・工法も十分検討し建物の耐久性を高めるよう努めること。
- ・ 仕上げの選定に当たっては 1.5 に示す建築設計基準及び同解説に記載される項目の範囲と同等以上にあることを原則とするが、人生終焉の場としての相応しさには充分留意すること。
- ・ 施設案内板や室名札等のサインは、各室の使用目的や仕様条件を考慮し、それぞれの空間構成にふさわしい文字の大きさ、書体、色彩を考えたわかりやすい計画とし、外国人の利用も考慮すること。

### 2.4.4 建物の構造

(1)耐震性能

- ・ 施設の構造については、1.5 に示す官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説に基づき、以下のとおりとする。

表 2-9 耐震安全性の分類

対象部位	耐震安全性の分類
構造体	Ⅱ類
建築非構造部材	A類
建築設備	甲類

(2)施設の耐用年数

本件施設の建設物としての耐久性能を50年程度とする。

個々の部位、部材、設備、部品等については、事業者は少なくとも事業期間において十分な機能を確保できるよう、施設の各部について合理的な長期修繕計画を立て、それに基づく材料の選択、施設の設計及び事業期間にわたる施設保全を行うこと。

(3)地球環境及び周辺環境保護への配慮

本施設の設計、建設及び維持管理の計画及び実施においては、地球環境保護に配慮して、建物のライフサイクル全体での省エネルギー及び省資源化に努めること。また、施設が周辺環境に与える影響を軽減し、地域環境の保全に努めること。

(4)ユニバーサルデザイン対応

- ・ 施設の設計にあっては、ユニバーサルデザインに配慮した工夫をすること。
- ・ 高齢者・障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律及び愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例に示された基準を満たすこと。

(5)標準仕様

設計及び施工においては、原則として1.5に示す設計基準、仕様書等によることとし、公共施設の標準的水準以上を確保すること。

2.5 建築附帯設備要件

2.5.1 基本要件

- ・ 関係法令及び関係官庁規制・規格等を遵守すること。また、本要求水準書に記載のないものについても、関連法規等に従って必要な設備は全て整備すること。
- ・ 建築と設備及び火葬炉の総合的・経済的な検討を行って計画すること。
- ・ 省エネルギーと地球環境保全の対策を考慮すること。
- ・ 作業環境及び執務環境の快適環境を確保すること。
- ・ 高齢者及び障害者も含めた全ての利用者に対し安全性と利便性を確保すること。



- ・ 非常時にも安全に使用できる設備とすること。
- ・ 維持管理における作業性も含め、総合的な経済性を確保すること。
- ・ 設計及び施工においては、原則として 1.5 に示す設計基準、仕様書等によることとし、公共施設の標準的水準以上を確保すること。

## 2.5.2 電気設備

### (1)電灯設備

- ・ 照明器具、コンセント等の配管配線工事及び幹線工事を行うこと。非常照明、誘導灯等は、関係法令等に基づき設置すること。
- ・ 省エネルギー型器具等の採用を積極的に行うこと。
- ・ 吹抜等高所にある器具に関しては、自動昇降装置等にて容易に保守管理ができるようにすること。
- ・ 外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。
- ・ 各室において、照明の一括管理ができるようにすること。

### (2)動力設備

- ・ ボイラー、空調機、ポンプ類、炉機械室等への配管配線工事及び幹線工事を行うこと。
- ・ 動力制御盤は、原則として各機械室内に設置すること。

### (3)静止型電源設備

- ・ 非常用照明、受変電設備の操作用電源として直流電源装置を設けること。
- ・ 事業者が必要と判断する設備に、停電時保障用の無停電電源装置等を設けること。

### (4)発電設備

- ・ 災害時等に対応するため停電時非常用電源を装備すること。発電設備の能力は、関係法令等に定めのある機器類の予備電源装置として設けると共に、施設内の重要負荷への停電時送電用として設置したうえで、火葬炉 13 基と火葬業務遂行のために最低限必要な施設を稼動できるものとする。
- ・ 発電装置の仕様は、火葬炉設備(火葬炉と火葬業務遂行のために最低限必要な設備)については 72 時間(3 日間)の連続運転に、建物保安用設備については 336 時間(14 日間)の連続運転できるものとし、台数は事業者の提案による。(1.6 参照)
- ・ 冷却方式は、空冷方式とすること。

### (5)構内情報通信網設備

- ・ LANの導入が可能なように、配管配線工事を行うこと。

(6)構内交換（電話）設備

- ・ 建物内各室に配管配線工事を行うこと。
- ・ 建物内の連絡用として、内線電話機能及び外部通信用としての電話設備を設置すること。また、必要箇所に公衆電話を設置すること。

(7)情報表示（時計）設備

- ・ 親時計を管理室に設け、施設内要所に子時計を設置し、配管配線工事を行うこと。

(8)拡声設備

- ・ 関係法令等による避難等のための設備及び施設内案内用の放送設備を設置し、配管配線工事を行うこと。また、BGMの実施等についても考慮すること。

(9)誘導支援設備

- ・ 事業者において必要であると判断する場合には、車椅子利用者用駐車場にインターホン等を設置し、配管配線工事を行うこと。
- ・ エレベーター、多機能便所に押しボタンを設け、異常があった場合、表示窓の点灯と音等により知らせる設備を設置すること。

(10)テレビ共同受信設備

- ・ UHF、BS放送に対応したアンテナを設置し、各室直列ユニットまでの配管配線工事を行うこと。デジタル放送への対応も行えるものとする。
- ・ 直列ユニットまでの配線を行う部屋、テレビの設置まで行う部屋の選定は、事業者の提案による。

(11)テレビ電波障害防除設備

- ・ 事業者は、建築物によるテレビ電波障害が発生しないよう留意すること。なお、施設建設に伴う近隣のテレビ電波障害が発生した場合は、事業者によりテレビ電波障害防除施設を設けること。

(12)監視カメラ設備

- ・ 監視カメラ設備は、防犯用及び火葬炉監視用に設置すること。なお、火葬炉監視カメラ設備は「火葬炉設備工事」で整備することとし、必要箇所への配管配線工事のみを、電気設備工事とする。

### (13)防犯設備

- ・ 夜間や閉場日に、本施設敷地内に車輛等が無断で進入できないようにするとともに、建物出入口は、常時出入の監視を行うこと。
- ・ その他、防犯設備、監視設備（前項に示す(12) 監視カメラ設備を含む）等を適切に設置すること。設置箇所については、事業者の提案による。

### (14)自動火災報知設備

- ・ 関係法令等により、受信機、感知機等を設置し、配管配線工事を行うこと。
- ・ 消防機関への火災通報装置を設置すること。

### (15)中央監視制御設備

- ・ 中央制御方式とし、火葬炉に関する事項は火葬炉監視室で、防犯設備、監視カメラ、火災報知機等は事務室での監視及び制御が行えることとすること。

### (16)計量設備

- ・ 自動販売機に使用する電力を別途計量できるように子メーターを設置すること。

## 2.5.3 機械設備

### (1)空気調和設備

- ・ 夏季の冷房熱源、冬季の暖房熱源、給湯用熱源のシステムは事業者の提案による。
- ・ 燃料の種別は事業者の提案による。
- ・ 各室の用途に応じ、室内環境を考慮した空調システムを採用すること。方式については、事業者の提案による。

### (2)換気設備

- ・ 空調設備を設けない管理諸室等には換気設備を設置すること。方式は事業者の提案による。
- ・ 告別室、収骨室その他事業者が必要と判断する箇所に脱臭設備を設置すること。方式については、事業者の提案による。

### (3)排煙設備

- ・ 排煙は自然排煙を原則とするが、必要に応じ、機械排煙を行えるようにすること。

### (4)衛生器具設備

- ・ 高齢者及び障害者にも使いやすい器具を採用するとともに、必要な箇所に多機能便所を設

置すること。また、節水型の器具を採用すること。

#### (5)給水設備

- ・ 給水系統は、飲料水及び雑用水兼用とするが、事業者の判断により、別系統としてもよい。配管材料は、屋外地中埋設配管は水道用衝撃性硬質塩化ビニル管（H I V P管）、屋内埋設配管は水道用塩化ビニールライニング鋼管（SGP-VD）、その他の配管は、水道用塩化ビニールライニング鋼管（V B管）とすること。

#### (6)給湯設備

- ・ 事業者が必要と判断する部屋に、事業者の提案による方式の給湯設備を設置すること。配管材料は、一般配管用ステンレス鋼管（S U S 3 0 4）とすること。

#### (7)排水設備

- ・ 汚水、雑排水は、合併浄化槽処理方式とすること。

#### (8)中水設備

- ・ 事業者は、「公共施設建設等に係る環境配慮ガイドライン」に基づき、水資源の有効利用を目的とした雨水利用等の中水設備を設けること。
- ・ 中水利用設備については、平成9年版 排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説（建設省営繕部監修、(財)公共建築協会編集）を参考にすること。

#### (9)昇降機設備

- ・ 事業者が必要であると判断する場合には、エレベーターを設置すること。その際、視覚障害者対応、地震時管制運転付、停電時自動着床装置付、火災時管制運転付、一般放送・非常放送等に対応すること。

## 2.6 火葬炉設備要件

### 2.6.1 基本要件

#### (1)火葬炉設備工事概要

- ・ 火葬炉は13基（大型炉1基を含む）を設置すること。別途、動物炉1基、汚物炉1基を整備すること。火葬炉の形式及び火葬炉に関連する運転管理システム等については、事業者の提案とする。
- ・ 火葬炉設備工事に関し、関係法令等に定めるもののほか、本要求水準書に記載する項目を満足する設備を設置すること。なお、詳細にわたり明記しないものであっても、この施設の目的達成上必要な機械、機構、装置類、材質等については、責任をもって完備するもの

- とする。
- ・ 諸施設は、高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有し、かつ、維持管理が容易なものとする。
  - ・ 2.1.4 に示す環境条件及び周辺環境に十分配慮した設備とすること。
  - ・ 運転、維持管理の省力化及び諸経費の軽減が図られた設備とすること。
  - ・ 遺体の取扱いに十分配慮した設備とすること。
  - ・ 施設の作業環境及び労働安全、衛生に十分配慮した設備とすること。
  - ・ 災害発生時の対応を考慮した設備とすること。

## (2)火葬炉設備主要項目

### 1)火葬対象

- ・ 標準的な入棺寸法を 60cm×50cm×200cm 程度と想定した設備とすること。大型炉は、入棺寸法を 70cm×65cm×220cm 程度とすること。
- ・ 柩及び副葬品については、柩 20kg、副葬品 5kg を標準とし、事業者において検討をし、適切な設備とすること。

### 2)火葬能力

- ・ 火葬時間：バーナ着火時から消火時まで平均 75 分とすること。
- ・ 冷却時間：炉内冷却＋前室冷却は平均 15 分とすること。
- ・ 火葬回数：2.0 回／炉・日（最大 24 件／日）

### 3)使用燃料

- ・ 都市ガス

### 4)主要設備方式

- ・ 炉床方式：台車式
- ・ 排ガス冷却方式：ダイオキシン類等の発生を防ぎ、均一、急速に降温できる方式
- ・ 排気方式：2 炉 1 排気系列と基本とすること。ただし、動物炉(1 基)、汚物炉(1 基)については、動物炉及び汚物炉で 1 排気系統とすること。なお、これらを踏まえ、事業者による提案を行うことも可能です。

### 5)火葬炉設備の運転管理

- ・ 中央集中管理制御方式とし、燃焼、排ガス状況等の監視及び制御並びに装置の操作を行うものとする。また、運転、監視及び公害の防止に必要なデータ処理と記録を行うこと。

### 6)収骨方法

- ・ 焼骨は炉前にて遺族関係者の代表が確認した後、収骨する場所に運ばれ、収骨する方法とすること。

### 7)その他条件

#### a)安全対策

- ・ 日常の運転について危険防止及び操作ミス防止のため、各種インターロック装置を設け、非常時の場合、各装置が全て安全側へ作動するようエマージェンシー回路を設けるものとする。
- ・ 火葬業務従事職員の安全、事故防止には十分配慮すること。
- ・ 火葬業務従事職員の火傷防止のため、機器類、配管類の表面温度が、50℃以下になるよう保温(断熱)工事を行うこと。

#### b)機器配置等

- ・ 維持管理が容易な構造、配置とし、作業及びメンテナンススペースを確保するものとする。
- ・ 機器配置はオーバーホール時を考慮して設計するものとする。

#### c)非常時の運転

- ・ 災害時等の停電時には、発電設備からの電力供給を受けるシステムとすること。
- ・ 停電時においても環境基準等を満足する運転が可能なシステムとすること。
- ・ 発電設備は、上記条件及び1.6「災害時の対応」、2.5.2(4)「発電設備」を考慮し、電気設備として整備すること。

### (3)機能の確保

#### 1)適用範囲

- ・ 本要求水準書は、火葬設備工事の基本内容について定めるものであり、本要求水準書に明記されていない事項であっても、目的達成に必要な設備、または、性能を発揮させるために当然必要とされるものについては、事業者の責任において、すべてを完備しなければならない。
- ・ 本施設に採用する設備、装置及び機器類は、本施設の目的達成のために必要な能力と規模を有し、かつ、管理運営経費の節減を十分考慮したものでなければならない。

#### 2)材料及び機器の選定

- ・ 本設備に使用する材料及び機器は、すべて事業者の判断により選定すること。
- ・ 使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合した欠陥のない製品で、かつ、すべて新品とする。また、日本工業規格(JIS)、電気規格調査会標準規格(JEC)、日本電気工業会規格(JEM)に規格が定められているものは、これらの規格品を使用する。
- ・ 使用材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討のうえ、選定すること。また、できる限り汎用品を用いるものとする。
- ・ 使用する材料及び機器は、次に掲げる項目を満足すること。  
高温部に使用される材料は、耐熱性に優れたものであること。  
腐食性環境で使用される材料は、耐蝕性に優れていること。

磨耗の恐れのある環境で使用する材料は、耐磨耗性に優れていること。

屋外で使用されるものは、対候性に優れていること。

### 3)性能試験

- ・ 事業者は、本市と協議のうえ、性能試験実施要領を作成するものとする。
- ・ 事業者は、要領に基づき試験を実施し、その結果を報告書として本市に提出すること。
- ・ 事業者は、設備設置完了後、供用開始前までに性能試験を実施することとするが、機能上供用開始前の試験が困難な以下に示す項目については、市と協議のうえ供用開始後速やかに実施すること。
- ・ 性能試験の結果、性能が確保されていない場合は、速やかに原因を究明して市に報告するとともに、事業者において改善を行うこと。なお、改善後、再度性能試験を実施すること。
- ・ 性能試験は、以下の項目を基本とする。

#### 供用開始前に実施する項目

騒音、振動、非常時における緊急作動試験

#### 供用開始後速やかに実施する項目

排ガス、悪臭、火葬及び冷却時間、燃焼温度（主燃焼炉及び再燃焼炉）、  
排ガス温度

- ・ 性能試験は、騒音、振動については最大炉数運転時、その他については全炉または全系統について実施すること。

## 2.6.2 機械設備

### (1)共通事項

- ・ 設備の保全及び日常点検に必要な歩廊、階段、棚、手摺、架台等を適切な場所に設けること。なお、作業効率、安全性を十分考慮した構造とすること。
- ・ 機器配置の際は、点検、整備、修理などの作業が安全に行えるよう、周囲に十分な空間と通路を確保するものとする。
- ・ 高所に点検等の対象となる部分のある設備では、安全な作業姿勢を可能とする作業台を設けるものとする。
- ・ 騒音、振動を発生する機器は、防音、防振対策を講ずるものとする。
- ・ 回転部分、運転部分及び突起部分には保護カバーを設けるものとする。
- ・ 電動機は、用途に応じた構造形式及び使用環境に適した保護形式にすること。

### 1)歩廊、作業床、階段工事

- ・ 歩廊、作業床及び階段の床はグレーチングとすること。なお、点検口付近の床はチェッカープレートとすること。
- ・ 通路は段差を設けないものとし、障害物が避けられない場合は踏み台等を設けること。
- ・ 必要に応じて手摺又はガードを設ける等転落防止策を講じること。
- ・ 歩廊は、原則として行き止まりを設けてはならない。（2方向避難の確保）

- ・ 階段の傾斜角(原則として45度以下)、蹴上幅及び踏み幅は統一すること。

## 2)配管工事

- ・ 使用材料及び口径は、使用目的に最適な仕様のものを選定すること。
- ・ 建築物の貫通部及び配管支持材は、美観を損なわないよう留意すること。
- ・ 要所に防振継手を使用し、耐震面に考慮すること。
- ・ バルブ類は、定常時の設定(例：常時開)を明示すること。

## 3)保温・断熱工事

- ・ 仕様箇所に適した材料を選定するものとする。
- ・ 高温となる機器類は、断熱被覆及び危険表示等の必要な措置を講じること。
- ・ ケーシング表面温度は、50℃以下となるよう施工すること。

## 4)塗装工事

- ・ 機材及び装置は原則として現場搬入前に錆止め塗装をしておくこと。
- ・ 塗装部は、汚れや付着物の除去、化学処理等の素地調整を十分行うこと。
- ・ 塗装材は、塗装箇所に応じ耐熱性、耐蝕性、耐候性等を考慮すること。
- ・ 塗装仕上げは原則として錆止め補修後、中塗り1回、上塗り2回とすること。
- ・ 機器類は、原則として本体に機器名を表示すること。
- ・ 配管は、各流体別に色分けし、流体名と流動方向を表示すること。

## 5)その他

- ・ 火葬業務に支障が生じないように、自動操作の機器は手動操作への切替えができるものとする。
- ・ 火葬中の停電時においても、安全かつ迅速に機器の復旧ができるものとする。
- ・ 将来の火葬炉の更新を考慮した機器配置とすること。
- ・ 本設備は地震に対し、人の安全、施設機能の確保が図られるよう施工すること。
- ・ 設備の運転管理に必要な点検口、試験口及び掃除口を適切な場所に設けること。

## (2)燃焼設備

### 1)主燃焼炉

- ・ ケーシングは鋼板製とし、隙間から外気の進入がない構造とすること。
- ・ 炉の構造は、柵の収容、焼骨の取り出しが容易で、耐熱性、気密性を十分保てるものとし、運転操作性、燃焼効率がよいもので維持管理面を考慮したものとする。
- ・ 炉の構造材は、使用箇所に応じた特性及び十分な耐久性を有するものとする。
- ・ 炉内圧力は、経済性も含め、運転に支障のないものとする。
- ・ 動物炉及び汚物炉の主な仕様は、火葬炉と同等とすること。
- ・ 主要項目

形 式： 台車式とする



数 量： 火葬炉 13 基（内大型炉 1 基）、動物炉 1 基、汚物炉 1 基

炉内温度： 800℃～950℃

## 2)断熱扉

- ・ 堅牢で開閉操作が容易であり、かつ断熱性、気密性が維持できる構造とすること。
- ・ 開閉装置故障の際には手動で開閉できるものとする。

## 3)炉内台車

- ・ 柩の収容、焼骨の取り出しが容易で、運転操作性、燃焼効率がよいものとする。
- ・ 十分な耐久性を有し、汚汁の浸透による臭気発散がない構造とすること。
- ・ 数量及び形式は事業者提案とする。

## 4)炉内台車移動装置

- ・ 炉内台車を前室及び主燃焼炉内に移動でき、かつ、安全に運転できるものとする。
- ・ 機械的な故障時においても、手動に切替えが可能な方式とすること。
- ・ 主燃焼炉内への空気の進入を極力防止できる構造とすること。
- ・ 形式は事業者提案とする。

## 5)再燃焼炉

- ・ 燃焼効率がよく、ばい煙、臭気の除去に必要な滞留時間と燃焼温度を有すること。
- ・ 火葬開始時から、ばい煙、臭気成分の除去に必要な性能を有すること。
- ・ 混合、攪拌燃焼が効果的に行われる炉内構造とすること。
- ・ 最大排ガス量(主燃焼炉排ガス量+再燃焼炉発生ガス量)時において 1.0 秒以上の滞留時間を確保できるとともに、混合攪拌が効果的に行われる構造とすること。
- ・ 炉内圧力は、経済性も含め、運転に支障のないものとする。
- ・ 主要項目

形 式： 主燃焼炉直上式とする

数 量： 主燃焼炉と同数とする（15 基）

炉内温度： 800℃～950℃

## 6)燃焼装置

### a)主燃焼炉用バーナ

- ・ 火葬に適した性能を有し、安全確実な着火と安定した燃焼ができること。
- ・ 低騒音で安全性が高いこと。
- ・ 難燃部に火炎を照射できること。
- ・ 燃焼量の調整が可能なものとする。
- ・ 火炎形状の調整が可能なものとする。
- ・ 傾動の調整が可能なものとする。
- ・ 主要項目

数 量： 主燃焼炉数と同数とする

燃 料： 都市ガス  
着 火 方 式： 自動着火方式  
傾 動 方 式： 電動式（故障時には手動への切替え可能とする）  
燃焼制御方式： 自動制御（手動への切替え可能とする）  
付 属 品： 着火装置、火炎監視装置、燃焼制御装置、その他必要装置

#### b)再燃焼炉用バーナ

- ・ 炉の温度制御ができ、排ガスとの混合接触が十分に行えること。
- ・ 安全確実な着火と安定した燃焼ができること。
- ・ 低騒音で安全性が高いこと。
- ・ 燃焼量の調整が可能なものとする。
- ・ 火炎形状の調整が可能なものとする。
- ・ 主要項目

数 量： 主燃焼炉数と同数とする  
燃 料： 都市ガス  
着 火 方 式： 自動着火方式  
燃焼制御方式： 自動制御（手動への切替え可能とする）  
付 属 品： 着火装置、火炎監視装置、燃焼制御装置、その他必要装置

#### c)燃焼用空気送風機

- ・ 容量は、実運転に支障がないよう余裕があり、安定した制御ができること。
- ・ 低騒音、低振動のものとする。
- ・ 主要項目

数 量： 主燃焼炉と同数とする（15基）  
風量制御方式： 自動制御とする

### (3)通風設備

#### 1)排風機

- ・ 容量は、実運転に支障がないよう風量、風圧に余裕を持たせること。
- ・ 排ガスに対して耐熱性、耐蝕性を有するものとする。
- ・ 低騒音、低振動であること。
- ・ 主要項目

数 量： 2炉1排気系列とする（8基）  
風量制御方式： 自動制御

#### 2)炉内圧制御装置

- ・ 炉内圧力の変動に対する応答が早く、安定した制御ができること。
- ・ 炉内を適切な負圧に維持できるものとする。

- ・ 炉内圧力の制御は、各炉毎に単独で行うものとする。
- ・ 高温部で使用する部材については、十分な耐久性を有する材料のものを選定するものとする。
- ・ 点検、補修、交換が容易にできるよう考慮すること。
- ・ 数量は主燃焼炉と同数とすること。（15基）

### 3)煙道

- ・ 冷却装置、集塵装置、排気筒を除く排ガスの通路とすること。
- ・ ダストの堆積がない構造とすること。
- ・ 内部の点検、補修がしやすい構造とし、適所に点検口を設けるものとする。
- ・ 熱による伸縮を考慮すること。

#### ・ 主要項目

数 量： 2炉1排気系列とする（8基）

付 属 品： 点検口等、必要な設備を備える

### 4)排気筒

- ・ 騒音発生の防止と排ガスの大気拡散を考慮し、適切な排出速度とすること。
- ・ 耐震性、耐蝕性、耐熱性を有し、雨水等の進入防止にも考慮した構造とすること。
- ・ 排ガス及び臭気の測定作業を安全に行える位置に測定口を設けるものとする。
- ・ 数量は、2炉1排気系列とすること。（8基）

## (4)排ガス冷却設備

### 1)排ガス冷却機

- ・ 再燃焼炉から排出される高温ガスを、指定温度に短時間で降温できる構造とすること。
- ・ 耐熱性及び耐蝕性にすぐれた材質とすること。
- ・ 温度制御方式は、自動的に制御できるものとする。
- ・ 主要科目

数 量： 2炉1排気系列とする（8基）

ガス温度： 冷却機出口で200℃以下とする。

### 2)排ガス冷却用送風機

- ・ 容量は、運転に支障なく余裕があり、安定した制御ができるものとする。
- ・ 低騒音及び低振動のものとする。
- ・ 風量制御は、自動的に制御できるものとする。
- ・ 数量は、2炉1排気系列とすること（8基）

## (5)排ガス処理設備（集塵装置）

- ・ 排ガスが偏流しない構造とすること。

- ・ 排ガス濃度は 2.1.4 に示す公害防止基準によること。
- ・ 排ガスの結露による腐食やダストの固着が生じない材質及び構造とすること。
- ・ 捕集したダストは、自動排出とすること。
- ・ 処理ガス量は、実運転に支障がないよう余裕をとること。
- ・ ろ過面積、ろ過速度及び圧力損失は実運転に支障がないよう余裕をとること。
- ・ 主要項目
  - 形 式： バグフィルタ等、高性能なものとする。
  - 数 量： 2 炉 1 排気系列とする（8 基）
  - 設計ガス温度： 200℃以下とする。

## (6) 附帯設備

### 1) 前室

- ・ 会葬者の目に触れる部分は、尊厳性を損なわない材質とすること。
- ・ 遮音、断熱を考慮した構造とすること。
- ・ 炉内台車の清掃が容易にできる構造とすること。
- ・ 主要項目
  - 形 式： 個室ボックス式（ステンレス仕上げ）とする。
  - 数 量： 火葬炉 13 基
  - 冷却時間： 炉内＋前室で 15 分以内

### 2) 炉前化粧扉

- ・ 表面意匠は、デザイン性を十分に考慮すること。
- ・ 遮音・断熱を考慮した構造とすること。
- ・ 開閉操作は炉前操作盤にて行い、手動開閉も可能であるものとする。
- ・ 主要項目
  - 形 式： 左右両引き分け（電動）とする。
  - 数 量： 火葬炉 13 基
  - 材 質： ステンレス製とする

### 3) 残灰吸引設備

- ・ 吸引装置は、残灰用 1 系列、飛灰用 1 系列を設けるものとする。
- ・ 吸引装置は、各系列とも複数箇所を同時吸引できる能力を有すること。
- ・ 集塵装置及び吸引口の個数は運用に効率的なよう、事業者により提案すること。
- ・ 容量は、実運転に支障がないものとする。
- ・ 残灰保管場所は処理業務に支障がないように十分なスペースを確保すること。
- ・ 主要項目（吸引装置）
  - 数 量： 残灰用 1 基、飛灰用 1 基

形 式： 低騒音のもの

- ・ 主要項目（集塵装置）

数 量： 事業者による提案とする

形 式： 事業者による提案とする

- ・ 主要項目（吸引口）

数 量： 事業者による提案とする

形 式： 事業者による提案とする

#### 4) 柩運搬車

- ・ 柩を霊柩車から告別する場所及び炉前まで運搬し、さらに前室内の炉内台車上に柩を安置するための専用台車とすること。

- ・ 電動走行式とするが、手動に切替えができ容易に走行できるものとする。

- ・ 炉内台車上は柩の安置が容易に行える装置を備えるものとする。

- ・ バッテリーは、一日の通常作業に支障がない容量とすること。

- ・ 主要項目

形 式： 電動走行（充電器内蔵）とする。

数 量： 事業者による提案とする。

寸 法： 炉及び柩の寸法に適したものとする。

#### 5) 台車運搬車

- ・ 火葬後、炉内台車を収骨する場所まで運搬するための専用台車とすること。

- ・ 耐久性に配慮して、各部材は十分な強度を持つものとする。

- ・ 炉内台車の出し入れが自動で行える装置を備えるものとする。

- ・ バッテリーは、一日の通常作業に支障がない容量とすること。

- ・ 主要項目

形 式： 電動走行（充電器内蔵・手動切り替え可能）とする。

数 量： 事業者による提案とする。

#### 6) 燃料供給設備

- ・ 各火葬、焼却毎の燃料消費量が計測・記録できる手段を備えること。

#### 7) 遺体霊安庫（冷蔵庫）

- ・ 柩の収容、取り出しが容易なものとする。

- ・ 庫内寸法、冷却能力には余裕を持たせること。

- ・ 主要項目

寸 法： 70cm×65cm×220cm 以上とする。

数 量： 事業者による提案とする。

- ・ 動物、汚物を保管するための冷蔵庫も設けること。数量、規模及び配置は、動物・汚物の火葬実施周期等を含め、事業者提案とする。

### 2.6.3 電気・計装設備

#### (1)計画概要

- ・ この項目は火葬炉設備に必要なすべての電気設備工事及び電気計装設備工事を対象とすること。
- ・ 運転管理は監視室で行うものとし、プロセス監視に必要な機器、表示器、警報装置を具備すること。
- ・ 火葬炉設備で使用する電源は、動力用は三相200V(60Hz)、制御用は単相100V(60Hz)とする。
- ・ 火葬炉設備の更新等を考慮し、計画すること。

#### (2)電気設備

##### 1)一般

- ・ 配線は、動力用はCVケーブル等、制御用はCVVケーブル、CVVSケーブル、耐熱ケーブル等、目的及び使用環境に適したものを使用すること。
- ・ 電線管は、原則として金属管とすること。
- ・ ケーブル配線には、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。
- ・ 使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。
- ・ 盤類は搬入を十分考慮した形状、寸法とすること。
- ・ 盤類は原則として防塵構造とすること。
- ・ 計装項目は、全ての機器の安全運転を確保することを目的として、表示・操作・警報など必要十分な項目を設定すること。

##### 2)動力制御盤

形 式：鋼板製自立閉鎖型及び壁掛型を基本とすること。

##### 3)火葬炉現場操作盤

形 式：鋼板製自立閉鎖型及び壁掛型を基本とすること。

##### 4)中央監視盤

- ・ 火葬炉設備の運転状態を火葬炉の系統別に集中監視できるものとする。
- ・ 炉ごとの機器の手動運転も中央監視装置により行えるものとする。

形 式：CRTや液晶方式等、カラーで見やすいものとする。

数 量：各炉の運転状態の監視等に十分な数量とする。

主要機能：火葬炉運転制御、及び運転状態の表示

データの作成・記録・分析・保存

遠隔操作機能

その他：無停電電源装置、プリンター等、必要な周辺機器を備えること。

### (3)計装制御装置

- ・火葬炉の安定した運転・制御に必要な計装制御機器を設けるものとする。なお、原則として火葬炉の運転・制御は炉操作盤で行うこととするが、中央監視室でも、監視・各種記録の他、機器遠隔操作ができるものとする。

## 2.7 運営支援設備

### 2.7.1 概要

予約受付と一宮斎場内における運営システムを構築し、運営する。

#### (1)予約受付

- ・尾西斎場、一宮斎場の予約の受付業務を行う。
- ・予約受付は、電話、FAX、メール等にて、24時間受け付けることとする。
- ・尾西斎場については、予約受付以外の業務は行わない。

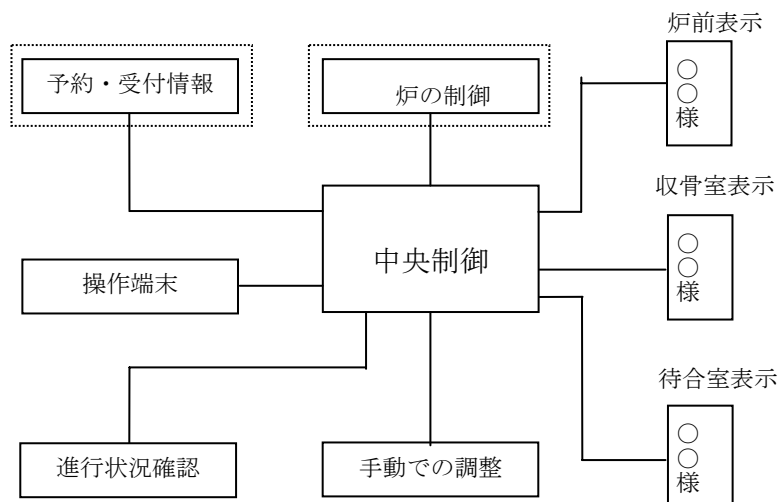
#### (2)一宮斎場内の運営システム構築、運営

予約状況や当日の受付情報、炉の稼働状況、告別・収骨・待合室などの施設の空き情報等と連携して案内表示・放送情報等を作成すること。また、この情報を場内各所に速やかに表示し、会葬者及び職員に提供すること。

運営支援システムは情報技術を用いた効率的なシステムを導入することが考えられるが、事業者の提案において、適切な管理・支援方法を選定すること。

### 2.7.2 一宮斎場の運営システム構成

本システムは、以下の構成を基本とする。



### 2.7.3 一宮斎場の運営システムの機能

#### (1)操作機能

- ・ 受付情報の登録、修正
- ・ 各施設の運用状況の登録、修正
- ・ 自動制御機能の手動変更
- ・ その他必要な機能

#### (2)自動制御機能

- ・ 各炉の制御情報(納棺可、着火、冷却中、冷却完了等)の受信、表示
- ・ 各施設の運用状況表示

表 2-10 運用状況表示内容 (案)

火葬炉	着火、冷却中、冷却完了、納棺可等
待合室	待合中、清掃中、使用終了
収骨室	収骨中、使用終了

- ・ 予約状況や当日の受付情報(受付番号、受付時刻、故人名、性別、生年月日、死亡年月日)の受信、表示

表 2-11 表示内容 (案)

炉前表示 待合室表示	故人名
告別室表示 収骨室表示	故人名
進行状況表示 モニター	故人名、性別、炉・告別室・待合室・収骨室の利用番号、火葬経過時間等 各設備の利用状況(火葬炉、待合室、収骨室等の利用状況)

- ・ 各種データの蓄積、統計処理
- ・ その他必要な機能

## 2.8 稼働準備業務

施設が供用開始後支障なく稼働するように、職員の研修等を含めた稼働準備業務を行う。これらに必要な資材及び消耗品等の調達については、事業者の負担とする。



### 3. 施設維持管理業務要求水準

#### 3.1 基本要件

- ・ 事業者は、施設供用開始から事業期間終了までの間、施設の品質及び品格を保持し、劣化に伴う機能低下を防止して施設の安全性・機密性を確保し、施設の信頼性を高め、資産の効果的な活用を図るため、施設の維持管理業務を行うこと。
- ・ 事業者は、供用開始前に、本施設を長期にわたり良好な状態に保つことを目的とした長期修繕計画を作成し市に提出するとともに、事業期間中には年間維持管理業務計画書、業務日報及び業務報告書（月報）を作成し、市の要求に応じてこれを提出すること。
- ・ 事業期間終了時の建物（建築、機械設備、電気設備及び昇降機設備）及び火葬炉設備は、2年以内の大規模修繕（「建築物修繕措置判定手法」（建設大臣官房庁営繕部監修）の大規模修繕に関する記述に準ずるものとする。）または更新を要しない水準で保全されていること。
- ・ 本事業の事業期間内においては、建築物の大規模修繕は想定していない。従って、建築物の大規模修繕は事業期間終了後、市の負担にて行うこととなるが、大規模修繕を行わない予防保全・計画修繕に基づく維持管理計画の提案を期待している。
- ・ 本事業の事業期間終了前に、建築物の大規模修繕を含む事業期間終了後の長期の維持管理計画について、その内容と金額等について提案すること。

#### 3.2 建築物保守管理業務

- ・ 施設の建築物(外構を含む)の性能及び機能を維持し、本施設における公共サービスの提供その他の各種業務が安全かつ快適に行われるよう、外構を含む施設の建物各部の点検、保守、補修・修繕、交換を実施すること。
- ・ 当事業で市が要求する建物維持管理業務のサービス水準を示す参考資料として、1.5 に示す最新版建築保全業務共通仕様書(以下「建築保全業務共通仕様書」という。)を参照すること。
- ・ 建築保全業務共通仕様書に示された仕様によるものと同水準のサービスを第一の達成目標として作業仕様を策定することとし、建築保全業務共通仕様書に示された個々の仕様(点検の回数及び方法等)については遵守する必要はない。

#### 3.3 建築設備保守管理業務

- ・ 施設の性能及び機能を維持し、公共サービスの提供その他の各種業務が安全かつ快適に行われるよう、本施設に設置される電気設備、機械設備、監視制御設備、防災設備、及び本事業の建設工事に含まれる備品等について、適切な設備維持管理計画のもとに運転・監視・点検、対応(保守)、補修・修繕、交換、分解整備、調整等を実施すること。

- ・当事業で市が要求する設備維持管理業務のサービス水準を示す参考資料として、建築保全業務共通仕様書の各章のなかで、自らが提案する施設の設備に対応する部分を参照すること。
- ・設備の運転・監視については、利用状況、利用時間、気候の変化、利用者の快適さ等を考慮に入れて柔軟性のある運転監視業務計画を策定し、それに従って各種設備を適正な操作によって効率よく運転・監視すること。
- ・各設備の関係法令を遵守して適切な点検を実施するのに加え、上記の目的及び要求水準を満足するための設備点検計画を策定し、それに従って各種設備について定期的に点検・対応を行うこと。

### 3.4 清掃業務

- ・施設及び敷地を美しく衛生的に保ち、本施設における公共サービスの提供その他の各種業務が快適な環境のもとで円滑に行われるようにするため清掃業務を実施すること。
- ・当事業で市が要求する清掃業務のサービス水準を示す参考資料として、建設保全業務共通仕様書を参照すること。ただし、建設保全業務共通仕様書に示された仕様によるものと同水準のサービス水準を達成目標として作業仕様を策定することとし、建設保全業務共通仕様書に示された個々の仕様(清掃箇所及び回数、清掃の方法、業務手続きの詳細規定など)については遵守する必要はない。
- ・本施設における各種業務及びサービスに支障のないよう配慮した作業計画を策定・実施すること。
- ・清掃業務によって収集した廃棄物は、適正な処理を行うこと。
- ・業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努めること。
- ・業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末に努めること。
- ・全ての清掃作業担当者は、勤務時間中は職務にふさわしい制服を着用すること。
- ・業務に使用する資材・消耗品は、すべて品質保証のあるもの(J I Sマーク商品等)を用いること。
- ・建物内外の仕上げ面及び備品等を適切な頻度・方法で清掃すること。
- ・仕上げ材の性質等を考慮しつつ、日常清掃、定期清掃及び特別清掃を適切に組み合わせた作業計画を立案・実施し、建設保全業務共通仕様書に沿って作業を実施した場合と同等水準またはそれ以上の施設の美観と衛生性を保つこと。

### 3.5 植栽・外構維持管理業務

- ・本施設内における緑樹を保護・育成・処理して、豊かで美しい環境を維持すること。
- ・対象範囲は既存施設の解体後の跡地利用を含めた敷地全体とする。
- ・植物の形状、生育状況及び植物の病害虫等に対する点検並びに剪定、施肥及び病害虫防除

のための消毒等の手入れを適切な管理計画に沿って実施すること。

- ・当事業で市が要求する植栽・外構維持管理業務のサービス水準を示す参考資料として、建築保全業務共通仕様書を参照すること。ただし、建築保全業務共通仕様書に示された仕様によるものと同水準のサービス水準を達成目標として作業仕様を策定することとし、建築保全業務共通仕様書に示された個々の仕様(剪定箇所及び回数、水やりの方法、業務手続きの詳細規定など)については遵守する必要はない。
- ・本施設における各種業務及びサービスに支障のないよう配慮した作業計画を策定、実施すること。
- ・業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、特に薬品等は十分な管理を行うこと。
- ・業務終了後は、門扉等の施錠確認及び火気の始末に努めること。
- ・全ての剪定作業担当者は、勤務時間中は勤務にふさわしい制服を着用すること。

### 3.6 警備業務

- ・施設の秩序を維持し、火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒・防止することにより、財産の保全と人身の安全を図り、本施設における各種業務の円滑な運営に寄与することを目的として施設の警備を行うこと。
- ・施設の利用時間を考慮し、建物内外の主な出入口及び扉の施錠を行うとともに、本件施設の鍵の収受・保管、及びその記録を行うこと。
- ・警備業務においては、機械警備を基本として必要に応じて人員警備も組み合わせて実施すること。
- ・人員警備にあたっては、施設の利用時間・用途・規模等を勘案して適切な巡回警備計画を立て、定期的に施設内を巡回して不審者・不審物及び施設内の異常の発見等に努めること。
- ・機械警備にあたっては、機械監視装置による不審者の発見及び排除等を行うこと。
- ・全ての警備担当者は、勤務時間中は職務にふさわしい制服を着用すること。

### 3.7 環境衛生管理業務

- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、ゴキブリ、ダニ、その他の害虫の駆除、空気環境の測定、貯水槽の清掃と水質管理、排水施設の清掃と補修を実施すること。
- ・当事業で市が要求する環境衛生管理業務のサービス水準を示す参考資料として、建設保全業務共通仕様書を参照すること。ただし、建設保全業務共通仕様書に示された仕様によるものと同水準のサービス水準を達成目標として作業仕様を策定することとし、建設保全業務共通仕様書に示された個々の仕様(害虫駆除箇所及び回数、駆除の方法、業務手続きの詳細規定など)については遵守する必要はない。

- ・ 害虫駆除に際しての噴霧法、散布法その他の有効と認められる駆除方法を事業者の選択により採用すること。
- ・ 駆除作業は専門技術者の指導のもとに行うこと。
- ・ 本施設における各種業務及びサービスに支障のないよう配慮した作業計画を策定・実施すること。
- ・ 業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、特に薬品等は十分な管理を行うこと。
- ・ 業務の実施に必要な電気、水道及びガスは、計画的な節約に努めること。
- ・ 業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末に努めること。
- ・ 全ての作業担当者は、勤務時間中は職務にふさわしい制服を着用すること。

### 3.8 火葬炉保守管理業務

#### 3.8.1 業務の実施

- ・ 基本要件に定めた計画書に加え、毎事業年度の開始前に、次の項目を含む、火葬炉設備保守管理業務年間計画書等を作成し、実施すること。

運転・監視業務

日常点検・巡視業務

定期点検・測定・整備業務

- ・ 修繕等が必要と思われる場合は、迅速に調査・診断を行い、事業者の負担において修繕等を実施すること。
- ・ 事業者は、日常点検・巡視業務の結果を毎月1回、運転及び監視業務の結果を3ヶ月に1回、定期点検、測定及び整備業務の結果を少なくとも年1回、市に報告すること。
- ・ 事業者は排出ガスの大気物質、法定悪臭物質、臭気、騒音、振動、ダイオキシンなどを測定し、2.1.4 に示す公害防止に係る基準の遵守を確認したうえで、その結果を年1回市に報告すること。なお、排ガス及び悪臭に関する性能試験は、2炉1排気系列同時運転時とし、測定対象の炉についてはその都度市と協議すること。騒音及び振動については、計画上の最大炉数運転時に実施すること。

#### 3.8.2 設備管理記録の作成及び保管

- ・ 設備の運転・点検整備等の記録として、以下のものを作成すること。
- ・ 運転日誌(火葬炉運転日誌、動物炉・汚物炉運転日誌。性別・年齢別火葬件数、燃焼監視記録、火葬炉設備に関わる備品・消耗品の使用状況等を記録する)
- ・ 点検記録(燃料供給設備、動力設備、燃焼設備、駆動設備、炉体、排ガス処理設備、電気計装設備、運転・支援システム、附帯設備(燃料供給設備を除く)の点検表)
- ・ 整備・事故記録(定期点検整備、補修、事故、故障の記録)

- ・ 運転日誌及び点検記録は3年以上、整備・事故記録等は、事業期間中保管すること。

### 3.8.3 異常発見時の報告

- ・ 事業者は、運転監視及び定期点検等により、異常が発見された場合には、速やかに市に報告するとともに必要な対応策を講じること。

### 3.9 備品等整備業務

- ・ 斎場内各施設で使用される備品について、備品台帳を作成し、備品の補充及び管理を確実にすること。
- ・ 必要な品目や予備品の数量については事業者の提案とする。

### 3.10 残骨灰及び集塵灰の管理及び処理業務

- ・ 残骨灰については、墓地、埋葬等に関する法律の趣旨に則り適切に管理すること。
- ・ 集塵灰については、残骨灰と分別し適切に管理すること。
- ・ 灰の搬出、最終処分は事業者の責任によって適切な方法により実施すること。

## 4. 運營業務要求水準

### 4.1 基本要件

- ・ 事業者は、施設供用開始から事業期間終了までの間、本施設の円滑な運営、安全性の確保、施設の利便性、信頼性を高めることを目指し、施設の運營業務を行うこと。
- ・ 事業者は利用者の立場に立った良質なサービスの提供を実施すること。
- ・ 業務の実施に当たっては、利用者に対して、不愉快な印象を与えないように従業員教育に留意すること。
- ・ 業務の各段階で故人の氏名確認を徹底し、炉の施錠・開錠を喪主と供に行うことなどで焼骨の取り違え事故が発生しないよう充分配慮すること。
- ・ 運營業務の詳細については、現状のサービスレベル以上の水準を確保することを基本とする。
- ・ 施設の運営に当たっては、墓地、埋葬等に関する法律に基づく管理者及び関係法令等に則して必要な有資格者を配置すること。
- ・ 運營業務で整備する資料等を本事業以外の目的で使用しないこと。また、知り得た個人情報の管理には十分注意すること。
- ・ 事業者は、本施設供用開始前に運営に関する業務計画書を作成し、市に提出するとともに、事業期間中には業務日報及び業務報告書（月報）を作成し、市の要求に応じてこれを提出すること。

### 4.2 施設の運営時間・使用料

#### (1)営業日及び休業日

- ・ 休業日は、友引日及び1月1日とする。動物、汚物については営業時間のみの受付とする。
- ・ 定期点検等による休業を設定する際は、事前に市と調整を行うこと。

#### (2)営業時間

- ・ 営業時間は8:30～17:15を基本とする。

#### (3)使用料：条例により定める。

### 4.3 予約受付業務

- ・ 予約受付に当たっては、予約状況確認に24時間対応できるよう、情報技術等を利用した受付システムを設けること。
- ・ 予約は市役所及び尾西斎場からも行えるようなシステムとすること。
- ・ 予約情報は斎場の運営支援に効果的に利用できるよう、工夫すること。

### 4.4 利用者受付業務（玄関業務）

#### (1)車両の誘導

- ・ 霊柩車や会葬者等の車両の適切な誘導を行い、安全に十分配慮すること。

#### (2)受付窓口での手続

- ・ 動物及び汚物の火葬受付は一般の火葬受付の動線と分離すること。
- ・ 霊柩車等の到着時に、受付での手続を誘導すること。
- ・ 利用者からの火葬許可証、火葬場使用申請書等を受領し、内容を確認すること。
- ・ 利用者からの使用料の徴収及び火葬後の火葬許可証への押印を行うこと。

### 4.5 告別業務

- ・ 告別の準備及び遺族関係者への告別の案内を行うこと。
- ・ 告別式終了後、後片付け等を実施すること。

### 4.6 炉前業務

- ・ 会葬者が輻輳しないように務め、特に集中日には適切な職員の配置に努めること。
- ・ 焼骨の取り違え事故が発生しないように対策を講じること。
- ・ 入炉時等の遺族関係者の安全について配慮すること。
- ・ 告別室から火葬炉の前へ柩を移動し、喪主に名前の確認をした後、入炉すること。
- ・ 遺族への出炉予定時間等の説明と待合室への誘導を行うこと。

### 4.7 収骨業務

- ・ 焼骨の出炉、収骨する場所への移動を行うこと。
- ・ 喪主に対して事業者が押印した火葬許可証を返却すること。
- ・ 収骨する場所にて、喪主及び遺族関係者に対して収骨の方法を説明すること。収骨作業の手伝いについては事業者の判断とする。
- ・ 副葬品の残滓については、喪主及び遺族関係者の同意を得た上で、廃棄物として処理すること。
- ・ 収骨終了後、喪主及び遺族関係者の収骨する場所からの退出を誘導すること。
- ・ 喪主及び遺族関係者の退出後、収骨する場所の清掃を行うこと。
- ・ 喪主及び遺族関係者に配慮しつつ、収骨時間の短縮化を図ること。
- ・ 出炉の方法等について、遺族関係者の安全に配慮すること。

### 4.8 火葬炉運転業務

- ・ 事業者は火葬炉の取扱説明書、事業者が事前に作成した火葬炉運転マニュアルにしたがって火葬を行うこと。
- ・ 事業者は、適切な焼骨の状態になるまで、火葬を行うこと。適切な焼骨の状態とは、遺体

や副葬品の状態に合わせ、焼骨がある程度まとまった形で遺族の目に触れるようにすることを示す。なお、副葬品の残滓は事業者の判断で除去することなく出炉すること。

- ・ 所要時間は台車移動等も含め、火葬 75 分、冷却 15 分程度であるが、火葬炉の状態や職員の配置などに配慮して適切な時間配分とすること。
- ・ 機器故障などが発生しないよう、日ごろから点検保守に努めなければならない。万が一、火葬中に機器トラブルが発生した場合には、原因追跡を行い、安全を最優先したうえで火葬の続行・完了に最大限の努力をしなければならない。
- ・ 火葬炉の運転に当たっては、環境保全に配慮し、排ガス中の有害物質に関して、関連法規を遵守した上で、さらに一層の削減に努力すること。
- ・ 炉室業務は本件施設の利用者の目には触れないと考えられるが、事業者は、遺族の気持ちや遺体の尊厳に配慮しながら炉室業務を行うこと。

#### 4.9 動物・汚物の火葬業務

- ・ 動物・汚物は当日受付とし、保管のうえ、事業者にて火葬を行う。
- ・ 動物・汚物の火葬は、玄関受付から告別に至るまで、一般の会葬者の動線とは分離すること。
- ・ 動物に関しては、希望がある場合、関係者の告別を行うこと。
- ・ 動物・汚物については、収骨は行わない。なお、関係者に対しては収骨が行えない旨、予め了承を得るものとする。

#### 4.10 待合室提供業務

- ・ 事業者は、施設利用者が快適な待ち時間を過ごすことができるように、待合室の床貸しや給茶用具の貸出しなど設備貸与に関する業務を実施すること。
- ・ 待合室の利用は利用者の任意とし、使用料の徴収代行業務を行うこと。
- ・ 本件施設利用者、葬祭業者等、施設見学者、職員、その他市が認めた者以外の者に対して、待合室を提供してはならない。

#### 4.11 自動販売機運營業務

- ・ 施設内に整備される自動販売機の運営に関して、効率的かつ施設の円滑な運営を妨げないよう十分配慮した業務計画を提案すること。
- ・ 定期的に業務実績の客観的報告を行うこと。
- ・ 自動販売機の価格は、一般的な市場価格を参考にし、適正な価格設定とすること。
- ・ 自動販売機に使用する電力を別途計量できるように子メーターを設置すること。
- ・ 事業期間中に自動販売機の台数を変更する際は、市の許可を得ること。



#### 4.12 料金徴収代行業務

- ・ 当施設の使用料(動物火葬、待合室)について、条例により定めた金額を、利用者より窓口において徴収すること。
- ・ 徴収した使用料は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条に規定する歳入の徴収、または、収納の委託に係る規定及び市会計規則等に従った取扱いをするものとし、事業者は市が指定する金融機関に払い込むものとする。
- ・ 料金徴収業務を第三者に委託することはできない。

#### 4.13 庶務業務

##### (1)勤務管理

- ・ 事業者は、職員の勤務計画を立案し、職員業務内容の監督を行うこと。
- ・ 事業者は、本件施設でのサービスの質が、施設内で働く職員の能力、意欲に依拠する部分が多いことをよく認識し、対応マニュアルを作成するとともに、定期的に職員教育・研修を実施すること。

##### (2)庶務・広報業務

- ・ 事業者は、日常業務に関する電話等への対応、消耗品の補充等、事業者の判断において斎場運営に必要な庶務業務を行うこと。
- ・ 事業者は施設のPR及び情報提供のために、住民や見学者及び利用者に対し、施設案内資料（パンフレット等）の作成及び配布やその他の対応を行うこと。

##### (3)各種資料の作成・保管及び閲覧

- ・ 事業者は、墓地、埋葬等に関する法律第15条において火葬場の管理者に施設への備えつけが求められている図面、資料等を、本件施設に備えつけるものとする。また、事業者は、市が必要とする時に、それらの記録を提出しなければならない。
- ・ 事業者は、火葬を求めた者その他死者に関係ある者の請求があったときは、火葬場に備えつけが求められている図面、帳簿又は書類等を閲覧に提供すること。
- ・ 事業者は、墓地、埋葬等に関する法律において火葬場の管理者に作成が求められている資料を作成すること。また、事業者は、市が必要とする時に、それらの記録を提出すること。

#### 4.14 その他

##### (1)大規模災害時の対応

1.6 に示す災害発生時の対応に基づき、以下のとおりとする。

##### ○市が被災した場合

大規模災害が発生した場合であって、市が必要と認めたときは、事業者は、受付時間、

開場時間等を延長し、24 時間体制で対応できるようにすること。なお、本件施設に損傷等が生じた場合には、可能な限り早期に復旧を行うものとし、その状況を報告すること。

○県内他市町村等が被災した場合

大規模災害により、県内他市町村が被災した場合は、広域災害支援の観点から、市が他市町村民の火葬を積極的に行う事態が生じ得るため、市が必要と認めた場合には、事業者は、受付時間、開場時間等を延長し、24 時間体制で対応できるようにすること。

(2)引き取りを希望しない焼骨の供養の実施

- ・ 火葬許可申請者が引き取りを希望しない焼骨については、適切な方法で供養を行うこと。

(3)心づけ受領の禁止

- ・ 事業者の職員及び関係者が、施設利用者、葬祭業者等から心づけを受領することはかたく禁じる。心づけは、金銭のみでなく中元歳暮等、物品も含む。

## 5. 既存施設の解体業務要求水準

### 5.1 基本要件

- ・ 新設施設の供用開始後（平成 23 年度以降）に、現在の施設は、解体し、及び撤去すること。撤去工事は外構整備工事を含めて平成 23 年 9 月までに完了すること。
- ・ 新斎場建設に支障のある既存施設の部分を先行して解体することも可能とする。その場合、斎場の運営に必要な仮設建物の建設などの配慮をすることとし、撤去工事の期間は、設計・建設期間に含むものとする。
- ・ 解体計画に当たっては、既存施設の竣工図書及び市が実施する既存施設の汚染調査を確認し、予め現地にて使用材料等の調査を行って施工計画書及びリサイクル計画書を作成すること。
- ・ 解体によって搬出される廃棄物は、関係法令等を遵守して適正に処理すること。
- ・ 工事実施に当たっては、新設の斎場運営に支障をきたさないよう、充分配慮するとともに、2.2 に示す施設整備要求水準の工事に関する要件を満たすこと。特に周辺環境の保全には留意すること。
- ・ 作業にあつては、平成 13 年 4 月 25 日付け基発第 401 号「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」で示した「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」等を参考に、ダイオキシン類の拡散防止に努めること。
- ・ 基礎の撤去はフーチングまでとし、撤去状況を工事記録として残すこと。

### 5.2 既存施設概要

既存施設の概要は以下のとおり。

表 5-1 既存施設の概要

項目	概要
敷地位置	一宮市奥町字六丁山 24 番地
竣工	昭和 38 年 4 月 1 日
施設	本館、休憩室、その他
建築面積	969.63 m <sup>2</sup>
延床面積	969.63 m <sup>2</sup>
構造	RC 造、S 造
階数	平屋建
炉数	火葬炉 8 基、汚物炉 1 基